



基本構想

【きほんこうそう】

第1章

まちづくりの理念と 将来都市像

私たちのまち防府市には、佐波川や大平山などの豊かな自然、千年のときを越えて息づく歴史と文化があります。自然は、私たちを癒し、ゆとりと潤いのある生活を与えてくれます。また、歴史と文化は、私たちの誇りであり、心のよりどころとなっています。

これらを、先人が残してくれた防府市固有のすばらしい資源、魅力として再認識し、守り育てることが、今を生きる私たちに課された使命です。

いつもは私たちを優しく包んでくれている自然も、ときとして厳しい表情を見せます。平成21年7月21日の豪雨は、今までにない甚大な被害をもたらしました。誰もが安全で安心して暮らすことのできる災害に強いまちづくりを進めるとともに、この記憶を風化させず、次の世代に教訓として引き継いでいくことが、これからの大きな課題です。

今や人口減少社会の到来と少子高齢化の進行が現実のものとなり、さまざまな分野でのグローバル化が急速に進み、地域間競争がますます激しくなっています。地域が生き残っていくためには、その地域ならではの特色を持つことが必要であり、これまで長い間地域で蓄積してきた魅力に加えて、地域の個性や独自性を活かした新たな魅力をつくり、発信していくことが重要です。

古くから政治の中心地として、港町として、さらに塩田跡地を利用した臨海工業都市として発展してきた防府市では、港や山陽道、萩往還を軸に、さまざまな交流が繰り広げられてきました。交流は、まちの魅力を引き出し、ふるさとを愛する心を育み、新しい発想や価値を生み出し、それが、さらなる交流の拡大を促進し、人もまちも元気にあふれる防府市を築く原動力になります。

これからも、豊かな自然や歴史と文化を大切にしながら、安全で安心して暮らせる環境の中、人々がいきいきと活動し、さまざまな交流の輪が広がり、人もまちも輝き続けている防府市にしようという思いを込めて、まちづくりの理念を次のように定めます。

まちづくりの理念

安全で安心して暮らせるまち

豊かな自然と共生するとともに、安全な環境が確保され、誰もが生涯にわたり笑顔に囲まれて、明るく健やかに安心して暮らせるまちを目指します。

多彩な魅力が輝くまち

先人が築いてきた歴史や文化を誇りとし、人やもの、情報など多様な交流を通して新しい価値を創造していきながら、多彩な魅力が輝き、未来に発展するまちを目指します。

いきいきと人がふれあい活力のあるまち

それぞれの意志を尊重し、意欲や創意工夫が活かされるとともに、みんなが役割を分担・補完しあって、いきいきと人がふれあい、活力のあるまちを目指します。

まちづくりの理念に掲げる目指すまちの姿
(イメージ)を将来都市像として
表します。

将来都市像

人・まち元気 誇り高き文化産業都市 防府

防府市の持つ豊かな自然、脈々と続いてきた歴史と文化、長い時間をかけ集積してきた産業など、防府市ならではのすばらしさを大切にしながら、さまざまな分野で多様な交流が繰り広げられ、人が元気に活動し、まちが元気ににぎわっています。

人もまちも元気にあふれることにより、魅力ある文化が生まれ、産業が活性化している防府市となっています。

第2章

人口の見通し

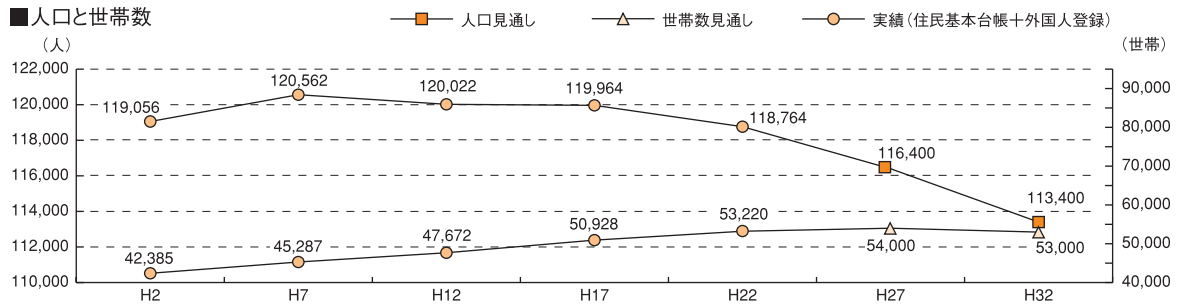
日本の人口は、平成16年(2004年)をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると平成58年(2046年)には、1億人を割るものと、また、山口県の人口は、本計画の最終年度である平成32年(2020年)には、平成17年(2005年)から約17万人減少し、132万人になると予測されています。本市の人口も同様に減少すると予測されていますが、減少の率は県に比べて低く、本市の人口の県全体に占める割合は、平成17年(2005年)の7.8%から平成32年(2020年)には8.2%へと0.4ポイント増加すると見込まれています。

この国立社会保障・人口問題研究所の推計や本市の住民基本台帳及び外国人登録による人口のここ数年の傾向などから、本計画期間の中間年度である平成27年(2015年)における本市の人口を116,400人、最終年度である平成32年(2020年)における本市の人口を113,400人と見込みます。

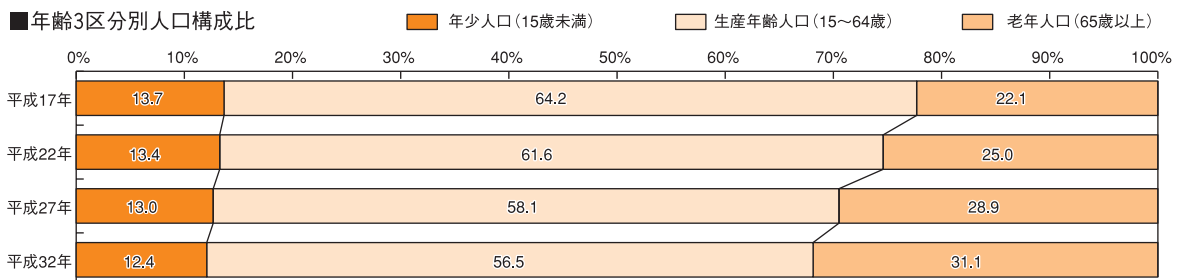
年齢3区分別人口については、年少人口(15歳未満)及び生産年齢人口(15～64歳)は今後も減少する一方で、老年人口(65歳以上)は増加し、平成32年(2020年)には、市民の約3人に1人が高齢者となることが予測されます。

世帯数は、人口の減少が見込まれる中、今後も平成27年(2015年)までは増加するものの、その後、減少に転じ、平成32年(2020年)には53,000世帯になり、1世帯あたりの人員は2.14人になると予測されます。





注) 平成22年までは実績による数値。平成27年以降は市による推計



注) 平成22年までは実績による数値。平成27年以降は市による推計



第3章

土地利用の基本方針

土地は、豊かな緑や快適な都市空間を生み出す限られた資源であるとともに、市民の日常生活や生産などの諸活動にとって、欠くことのできない基盤です。

土地の利用については、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全や文化遺産の保護、防災などを考慮し、貴重な資源として十分にそして持続的に活用していく必要があります。また、土地の利用形態は多種多様であり、「防府都市計画」や「防府農業振興地域整備計画」など関係計画との整合性を保つとともに、社会経済情勢の変化に的確に対応していく必要があります。

土地の利用にあたっては、長期的視点のもと、次の基本方針により、横断的な観点や相互の関連性に配慮しながら、適正かつ効率的な利用を進めます。

(1) 都市的土地利用

① 商業・業務地

防府駅を中心として商業・業務機能が集積する中心商業・業務地においては、既存のストックを活用し、公共機関、金融、商業、業務などの都市機能の充実を図るとともに、高齢者の増加などを背景にまちなか居住の促進に努めます。また、旧国道2号をはじめとした幹線道路の沿道には、自動車交通に対する利便性の確保と背後に広がる住宅地の緩衝帯の役割を目的として、沿道型商業・業務地の形成を図ります。

② 住宅地

まちの風情の保全、生活道路の整備など、良好な居住環境の改善に向けて、[※]地区計画等の導入による総合的な施策の実施に努めるとともに、面的な整備が求められる地区については、その方策を検討します。また、郊外住宅地のうち、住宅が密集している地域については、必要な範囲で[※]市街化区域への編入を検討します。

③ 産業・業務地

本市の産業の拠点として、生産機能や物流機能の強化に向けた基盤整備に努めます。また、研究開発や情報処理サービスなど時代に対応できる産業構造の多様化・多角化を図るとともに、地場産業の保護・育成に努めます。

※**地区計画** 良好な市街地環境を形成するため、特定の地区を指定し、土地利用や建築物の規制、誘導を図る都市計画。

※**市街化区域** すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域。

(2) 自然的土地利用

①農地

農業振興地域においては、優良農地の保全や農業基盤の整備をするなど農業生産性の向上を図るとともに、安定した食料供給の確保に努めます。また、農地が担っている自然環境の維持・保全機能の確保に努めます。

②森林

山地災害の防止をはじめ、水源のかん養、自然環境の保全など森林の持つ多面的機能が享受できるよう、森林の適正な管理に努めます。また、市街地の背後に連なる重要な緑地としての保全や自然を活かしたレクリエーション地としての活用を図ります。

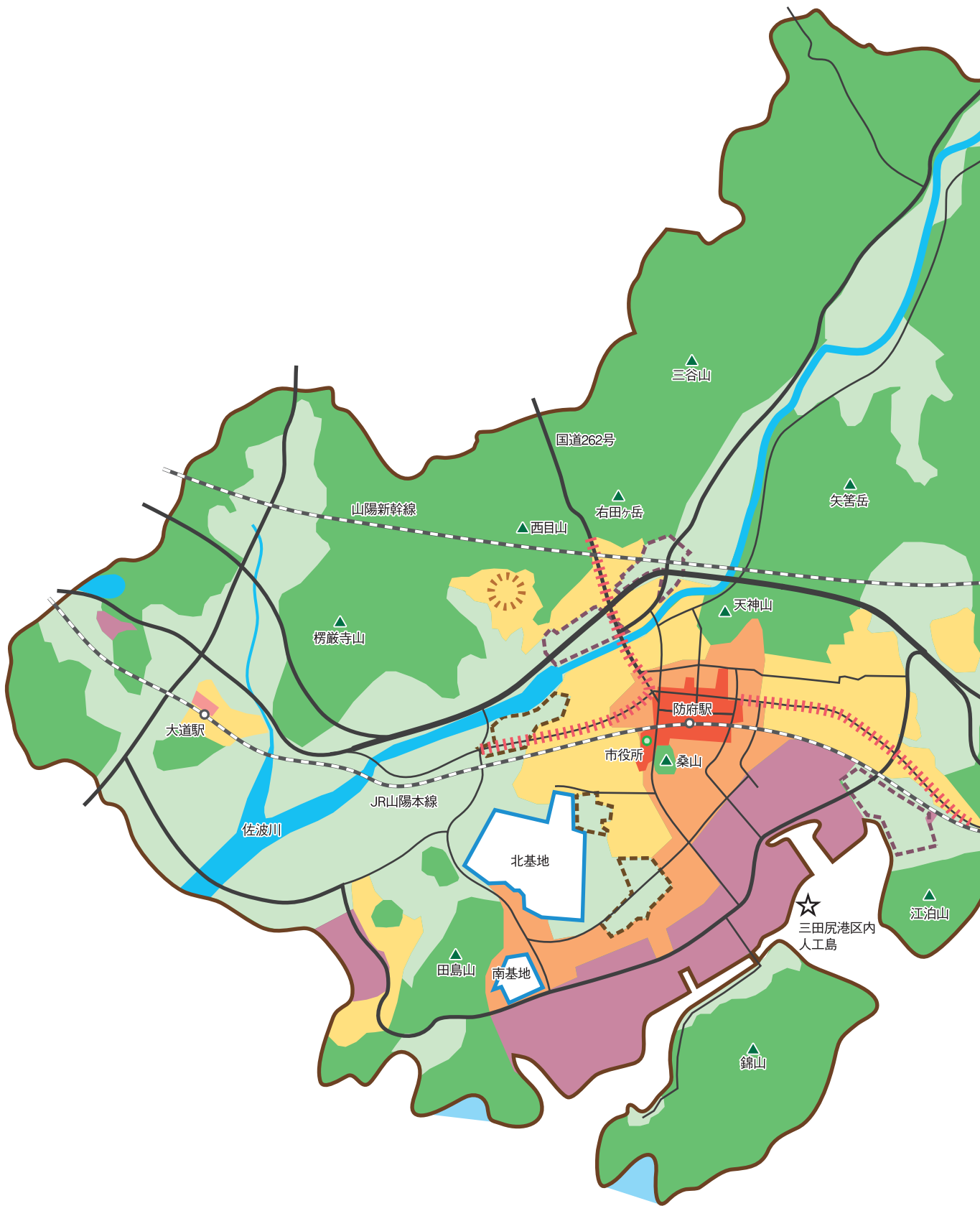
③水辺

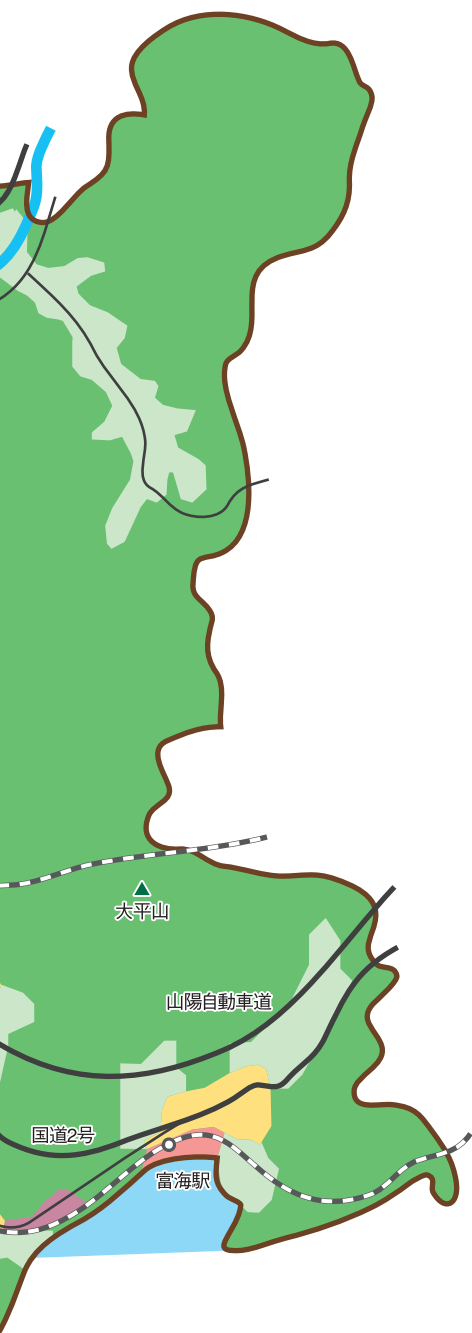
河川的环境保全や安全性を高める治水とともに、海岸保全施設の整備等による安全な海岸づくりを進めます。また、海岸部に緑地や海浜等を整備するなど水辺交流の場を創出し、市民が自然に親しめる憩いや安らぎの空間としての活用を図ります。

※優良農地 一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことにより生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地をいい、原則として転用を認めないこととされている。

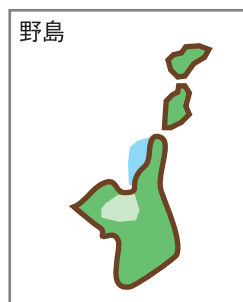
※水源のかん養 森林土壌の貯水や治水、水をきれいに浄化する機能。

●土地利用の基本方針図





凡例				
項目	区分	区分	備考	
都市的土地利用	商業・業務地	中心商業・業務地		
		近隣商業地		
		沿道型商業・業務地		
	住宅地	近隣住宅地		
		周辺住宅地		
		計画開発型住宅地		
		郊外住宅地		新規の住宅地の候補地
	産業・業務地	臨海型産業・業務地 内陸型産業・業務地		既存の産業・業務地
		地場産業工業地		新規の産業・業務地の候補地
		人工島計画地		
自然的土地利用	農地		農漁村集落地含む	
	森林			
	水辺	河川域		
		砂浜海岸域		



第4章

まちづくりの大綱

1 自然環境への優しさと暮らしの安全を大切にするまちづくり

今日、私たちの生活は大変便利になりましたが、その結果、家庭生活からも自然環境へ多くの負荷が発生し、河川や海の汚れなど地域の環境問題のみならず、オゾン層の破壊、地球温暖化など地球規模での環境問題が顕在化してきています。

今後、一人ひとりがライフスタイルを見直し、環境に優しい生活や行動をするなど、環境への負荷が少ない社会の構築に向けた意識転換を図ることが求められています。

また、自然災害や火災、交通事故などから市民の生命、財産を守ることは、市民が安心して暮らしていくために最も重要なことであり、防災、防犯、交通安全などの対策を充実させることが求められています。

このため、防府市では、恵み豊かなふるさとの環境をより良好なものとして将来の世代に引き継ぐとともに、防災対策などをしっかりと行い、安全な生活環境を確保する「自然環境への優しさと暮らしの安全を大切にするまちづくり」を進めます。

施策項目

- 環境保全対策の推進
環境保全対策の充実や地球温暖化対策の推進、自然保護対策の推進に取り組みます。
- 循環型社会の形成
※
3 R (発生抑制・再使用・再資源化) の推進やごみ処理対策の充実に取り組みます。
- 環境衛生の推進
生活排水・し尿処理対策の充実や環境美化の推進、斎場・霊園等の適正管理に取り組みます。
- 消防・救急体制の充実
火災の予防や消防力の充実強化とともに、救急体制の充実強化、消防施設の整備、非常備消防の充実に取り組みます。
- 防災対策の充実
防災意識の高揚や防災体制の強化、地域防災力の強化に取り組みます。
- 治山・治水対策の充実
海岸や河川、山地、低地の保全に取り組みます。
- 交通安全・防犯対策の推進
交通安全意識の啓発や交通安全環境の充実とともに、防犯意識の高揚、防犯施設の充実に取り組みます。
- 消費生活対策の充実
消費者の自立支援、消費者保護の充実に取り組みます。

※3R (発生抑制・再使用・再資源化) 発生抑制 (Reduce: リデュース) は、廃棄物の発生自体を抑制することで、リユース、リサイクルに優先されるべき取組をいう。

再使用 (Reuse: リユース) は、いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することで、製品リユース、リターナブル、部品リユースなどがある。

再資源化 (Recycle: リサイクル) は、原材料として再利用するマテリアル・リサイクル (再生利用) と焼却して熱エネルギーとして活用するサーマル・リサイクル (エネルギー回収) がある。

2 健やかな日々と地域のぬくもりにみちたまちづくり

人口が減少し、少子高齢化が進行する中、世帯の規模が小さくなり、高齢者のみの世帯や夫婦のみの世帯が増加しています。また、産科や小児科の医師不足、^{*}新型インフルエンザの流行、食の安全や社会保障制度に対する不安など新たな問題も発生しています。

このような中、安心して子どもを生むことができ、子どもが健やかに生まれ育つことができる環境を整備することや、高齢者や障害者が孤立せず、生きがいをもち、尊重されながら、暮らすことのできる地域をつくっていくことが重要となっています。

今後は、病院などの医療体制や保健サービス、高齢者や障害者のための福祉サービスや社会保障制度、子育て支援サービスや保育サービスなどを充実させることが求められています。

このため、防府市では、子どもから高齢者までの誰もが、健康な心と身体を保ち地域の温もりに抱かれ、やすらぎを感じ、安心して暮らすことのできる「健やかな日々と地域のぬくもりにみちたまちづくり」を進めます。

施策項目

● 医療・保健サービスの充実

健康づくりの推進や疾病予防の推進とともに、保健活動の充実、医療体制の充実に取り組みます。

● 地域福祉の充実

地域福祉活動の促進や地域福祉サービスの適正な利用の促進に取り組みます。

● 子育て支援の充実

子育て支援サービスや保育サービスの充実、^{*}要保護児童等への対策の推進に取り組みます。

● 高齢者福祉の充実

介護サービスの充実や介護予防・地域ケアの推進、生涯現役社会づくりの推進に取り組みます。

● 障害者福祉の充実

障害福祉サービスの充実、障害者にやさしい環境づくりの推進や社会参加の促進と自立支援に取り組みます。

● 社会保障制度の充実

低所得者福祉の充実とともに、国民健康保険制度の適正な運営、国民年金制度の周知や高齢者医療制度の適正な運営に取り組みます。

※**新型インフルエンザ** これまで人に感染しなかったインフルエンザウイルスがその性質を変え(変異し)、人へと感染するようになり、さらに人から人へと感染するようになったもの。

※**要保護児童** 保護者のいない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童で、虐待を受けた者に限らず非行児童なども含む。

3 豊かな心の育みと文化の薫りにあふれるまちづくり

まちづくりは人づくりと言われます。今後は、これまで以上に社会環境が激しく変化していくことが予想されることから、その変化に力強く対応できる人材を育成することがますます重要となっています。

これからの時代を担う子どもたちが、学校だけでなく、家庭や地域社会においても自ら学び、自ら考え、主体的に行動できる「生きる力」の育みや、人の心を思いやる「健全な心」の育みを進めるなど、子どもの教育環境を充実させることが求められています。

また、多くの歴史的・文化的遺産や各地域で守られてきた伝統を身近に感じ大切にしていくことや、スポーツや文化活動などを通じて、生涯にわたり市民が活発に活動できることが求められています。

このため、防府市では、時代の変化に対応できる力や健全で心豊かな人間性を育むとともに、先人が築いてきたふるさとの文化や歴史を誇りとし継承する「豊かな心の育みと文化の薫りにあふれるまちづくり」を進めます。

施策項目

● 学校教育の充実

幼児教育の充実、小・中学校教育の質の向上や環境整備とともに、高校・高等教育の充実に取り組めます。

● 生涯学習の推進

生涯学習機会の充実や生涯学習推進体制の整備とともに、社会教育活動や社会教育施設の充実、図書館の充実、人権学習の推進に取り組めます。

● 青少年の健全育成

家庭教育機能の強化や地域活動の促進、青少年活動の推進に取り組めます。

● スポーツの振興

スポーツ活動の推進やスポーツ団体の支援・育成、スポーツ施設の充実に取り組めます。

● 文化・芸術の振興

文化・芸術活動の推進や文化・芸術団体の支援・育成、文化施設の充実とともに、国際交流の推進に取り組めます。

● 文化財の保護・継承

文化財の調査や文化財の保護・保存、文化財の活用に取り組めます。

4 産業の活力とふるさとの魅力がみなぎるまちづくり

経済のグローバル化や世界同時不況など産業を巡る厳しい状況の変化により、地域の産業が停滞し、若者等が流出する中、地域資源の見直しと活用により地域を活性化することや大都市居住者や団塊世代が集まってくるような魅力と仕組みをつくることが求められています。

また、人材育成や異業種交流などにより、地域経済を支える地場産業や新たな産業を育成していくことが重要となっています。

今後は、企業の誘致等を通じて若者のための多様な職場を提供するなど、働く場を豊かにすることや、商業基盤や流通機能を整備し、消費者の利便性を向上させることが求められています。

このため、防府市では、商工業や農林水産業、観光など既存の産業の活性化と、これらの多様な交流を通じて、新しい価値を創造し、ふるさとの魅力を発信する「産業の活力とふるさとの魅力がみなぎるまちづくり」を進めます。

施策項目

● 農業の振興

農業経営基盤の強化や担い手の育成とともに、地産地消の推進、農業生産基盤の整備に取り組みます。

● 林業の振興

林業経営支援の充実や林業生産基盤の整備に取り組みます。

● 水産業の振興

水産業生産力の強化や水産基盤の整備に取り組みます。

● 工業の振興

企業誘致の推進や地場産業・既存企業・中小企業の育成とともに、新たな産業の育成、物流機能の充実に取り組みます。

● 商業・サービス産業の振興

経営基盤の充実、商店街の活性化や中心市街地の活性化とともに、サービス産業の育成に取り組みます。

● 観光の振興

観光地づくりや宣伝・受入れ体制の充実、市内周遊観光の促進に取り組みます。

● 労働環境の向上

雇用の安定や勤労者福祉の向上に取り組みます。

5 都市のうるおいと生活空間の快適さのあるまちづくり

人々の価値観が、ものの豊かさよりも心の豊かさを重視する方向へと変化してきている中で、ゆとりある快適な生活を送ることのできる生活基盤を整備することが重要となっています。

今後は、公共交通が充実し、公園、緑地などが整備されているとともに、景観の保全や形成などに配慮した良好な住環境を備え、住宅地と農地の調和がとれている、人に優しく、住みよいまちにしていくことが求められています。

また、高度情報化の進展により、地域情報の発信強化や情報通信技術を活用したサービスの向上が求められる一方、情報の漏えいなど新たな問題への対応が求められています。

このため、防府市では、市民の誰もが「住みよいまち」と思える、景観の形成や快適で便利な生活空間の整備をし、次の世代まで住み継がれる「都市のうるおいと生活空間の快適さのあるまちづくり」を進めます。

施策項目

● 地域情報化の推進

※電子市役所の推進やICT（情報通信技術）利活用の推進に取り組みます。

● 広域交通ネットワークの整備

※国道・県道の整備促進や都市計画道路の整備、港湾の整備促進に取り組みます。

● 生活交通の充実

※生活道路の整備や駐車場・駐輪場の整備とともに、生活交通システムの充実、離島航路の確保に取り組みます。

● 上下水道の整備

※上水道の整備、上水道施設の維持・強化や下水道の整備、下水道施設の維持・強化とともに、運営基盤の強化とお客様サービスの向上に取り組みます。

● 住宅・住環境の整備

※良質な公営住宅の提供や住環境の向上、住居表示の実施に取り組みます。

● 景観の保全・形成

※景観保全意識の高揚や景観の整備に取り組みます。

● 公園・緑地の整備

※都市公園・緑地の整備や緑化の推進に取り組みます。

● 適正な土地利用の推進

※土地利用の適正化や地籍調査の推進に取り組みます。

※電子市役所 市民の利便性の向上、行政の簡素化・効率化、透明性の向上に資するため、インターネットなどのICTを活用した市役所の行政運営を図ること。

※ICT（情報通信技術） Information and Communication Technologyの略。

※都市計画道路 国道、県道、市道などの道路のうち、都市の基盤的施設として都市計画法（都市の健全な発展等を目的とする法律）に基づく都市計画決定を受けた道路。

※生活交通システム 通勤、通学、買物などに一般的に利用され、一度に多くの人を運べる公共交通機関（路線バス、鉄道など）を機能させる体系、仕組み。

6 自ら担う喜びとみんなで支えあう力で築くまちづくり

これまでのような「右肩上がりの成長」が期待できなくなっている中、人々のライフスタイルや価値観の多様化が進み、行政に対するニーズも多様化しています。

このような中で、地域が持続的に発展していくためには、まちづくりに対する市民の関心を高め、市民が主体的にまちづくりを進めていくことが重要となっています。

今後は、これまで行政が行ってきた画一的なサービス提供だけではなく、さまざまな主体が役割を分担し、協働して地域を支えることが求められています。

また、地方分権改革・地域主権改革の進展にともない、地方自治体が自らの責任と判断による自治体運営を行うための行政能力の向上が求められています。

このため、防府市では、市民一人ひとりの自主的・主体的な活動が活発化するとともに、市民と行政や議会がそれぞれを尊重し、役割を分担・補完しあう「自ら担う喜びとみんなで支えあう力で築くまちづくり」を進めます。

施策項目

● 人権尊重社会の実現

豊かな人権感覚の育成や男女共同参画社会づくりの推進に取り組みます。

● 地域コミュニティ活動の推進

地域コミュニティ活動の支援や活動拠点の充実に取り組みます。

● 自主的・主体的な市民活動の推進

ボランティア活動の促進や市民活動の促進に取り組みます。

● 市民の参画と協働による市政の推進

市民参画の機会の拡充や広報・広聴機能の充実、市民と行政の協働体制の整備に取り組みます。

● 計画的な行財政運営の推進

簡素で効率の良い行政経営[※]や財政の健全な運営、公用施設の維持管理[※]に取り組みます。

● 広域連携の推進

多様な広域連携の推進や姉妹都市との交流の推進に取り組みます。

※行政経営 市の将来像や目標を実現するために、行政の役割、成果を挙げるための推進すべき施策、経営資源をどれだけ費やすかなどの方針を明らかにして、限られた予算や人員で最大の成果を生み出すこと。

※公用施設 市が事務または事業を行うため直接使用することを本来の目的とし、市民の一般的な利用に供しない、庁舎等のこと。

●まちづくりの体系図

